

資料提供
令和6年8月15日
課名 被爆者支援課
担当者 関野
内線 3109
直通 082-513-3109

在ブラジル原爆被爆者の会代表の訃報に係る知事談話について

1 知事談話

在ブラジル原爆被爆者の会代表 森田 隆様の訃報に係る知事談話は、別紙のとおり。

2 故 森田代表の略歴

- ・大正13年3月2日生まれ，100歳
- ・21歳の時、憲兵兵長として勤務中に広島で被爆
- ・昭和31年（1956年）ブラジルに妻・子供2人と移住
- ・昭和59年（1984年）在ブラジル原爆被爆者協会を結成し、在外被爆者の援護に尽力
- ・平成23年（2011年）10月 ブラジルでの証言活動が認められ地元州立高校の校名がサンパウロ州立工業高校タカシ・モリタ学校に改名される
- ・平成31年（2019年）ブラジルの3つの医療機関で窓口負担なく医療が受けられる代行申請が始まる。
- ・令和3年（2021年）ブラジル被爆者平和協会設立当初の目的の1つであった医療費の代行申請が認められたことから、36年間続けた協会を解散
- ・サンパウロ市名誉市民賞受賞

（参考）在外被爆者援護の概要

- かつては、在外被爆者は被爆者援護法による援護の対象外であったが、昭和52年（1977年）に、広島県医師会と放射線影響研究所の共同での「在北米被爆者健診事業」が開始されたことから、在北米被爆者の状況が明らかとなり、その後の国による在外被爆者支援事業の実施や、在外被爆者への被爆者援護法の適用につながった。
- 在外被爆者の援護については、在外公館等から被爆者健康手帳、原爆症の認定及び手当等の申請が可能となり、また、平成28年1月からは原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費及び一般疾病医療費が支給されることとなった。
- また平成31年4月から、ブラジルの3病院において、被爆者援護法に基づく医療費の代行申請が開始され、この3病院においては、被爆者の窓口負担が実質不要となった。



HIROSHIMA PREFECTURAL GOVERNMENT

10-52 MOTOMACHI, NAKA-KU, HIROSHIMA 730-8511 JAPAN TEL: +81-82-228-2111

在ブラジル原爆被爆者の会代表 森田隆様の訃報に際し、謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、斉藤綏子様を始めとする御遺族の皆様と在ブラジル原爆被爆者の会の皆様に、心からお悔やみを申し上げます。

森田隆様には、アメリカや韓国の被爆者と共に、在外の被爆者が日本と同じ援護を受けるための活動に長年取り組まれ、国による在外被爆者援護事業の充実や、在外被爆者への被爆者援護法の適用につながられました。中でも、ブラジルの3つの医療機関において、窓口負担なく医療を受けることのできる医療費の代行申請の実現に向けて大変御尽力され、ブラジル在住の被爆者の方々が安心して医療を受けていただくことができるようになりました。

また、核兵器廃絶に向けた活動として、自らの被爆体験を語り伝える取組を行われ、その思いがブラジルの方々の心に届き、尊敬を持って受け入れられ、サンパウロ名誉市民となられ、サンパウロの地元の高校名がサンパウロ州立工業高校タカシ・モリタ学校に改名されたと伺っております。

本年10月には、第21回目の在南米被爆者健康相談等事業を実施することとしており、故郷広島医師による広島弁での健康相談を楽しみにされていると伺っていましたが、それもかなわぬこととなり誠に残念です。

森田隆様の、本県が進める在外被爆者援護事業への多年にわたる御協力に深く感謝を捧げるとともに、今後とも在外被爆者の援護に全力を尽くすことをお誓いし、心から御冥福をお祈り申し上げます。

令和6年（2024年）8月15日

広島県知事 湯崎 英彦